

認知症の人もそのご家族も、  
住み慣れた地域で安心して  
暮らし続けるために、  
本事業を利用しませんか？

本事業は、日常生活において事故に遭ったり、事故を引き起こす危険性が少ない認知症の人を対象者とし、本人やその家族が法律上の損害賠償責任を負った際などに、保険で最大3億円を補償するものです。

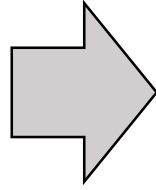
なお、対象者の自己負担はありません。

<p>対象者</p>	<p>市内のご自宅にお住まいで、下記の条件に当てはまる市民の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳以上</li> <li>・寝屋川市徘徊高齢者等発見支援メール事業の登録者</li> <li>・認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※要介護認定を受けていない場合は、本事業の申請時に医師の診断書の提出が必要です。</p> </div>
<p>申請受付</p>	<p>寝屋川市高齢介護室に直接または郵送</p>
<p>保険期間</p>	<p>加入決定通知日から10月1日午後4時まで ※10月1日以降も継続の意向がある場合、更新が必要です。 8月以降、市から更新申請書様式を送付します。</p>
<p>補償内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○賠償責任保険 日常生活で<u>他人に怪我をさせたり、他人の財産を壊したり</u>して<u>法律上の損害賠償責任を負った場合</u>に保険金が支払われます。（補償額：最大3億円）</li> <li>○傷害保険 行方不明時や外出時に交通事故等による怪我を原因として、<u>本人が死亡または後遺障害をおった場合</u>に保険金が支払われます。 〔補償額：死亡⇒50万円 後遺障害⇒最大50万円〕</li> <li>○見舞費用補償 日常生活上の偶然の事故で他人に怪我をさせ、結果として死亡させた場合に、<u>賠償責任の有無に関わらず</u>、被害者に見舞金が支払われます。（補償額：15万円）</li> </ul>

# 申請方法

## ① 寝屋川市徘徊高齢者等発見支援メール事業に登録してください。

徘徊高齢者等発見  
支援メール事業って？



認知症等で徘徊するおそれがある人が行方不明になった時、「メールねやがわ」を利用している協力者に向けて徘徊者の特徴等をメールで配信し、早期発見保護を促すというものです。

- ・対象者…徘徊のおそれがある40歳以上の人
- ・申請書と同意書（高齢介護室の窓口か市のホームページからダウンロード出来ます）にご記入いただき、高齢介護室に提出してください。（申請から登録まで、2週間程度かかります。）

## ② 事業申請書にご記入いただいて高齢介護室に提出してください。

※要介護認定を受けていない場合は、本事業の申請時に医師の診断書の提出が必要です。

（申請から保険の加入決定まで、3週間程度かかります。）

### 高齢介護室

〒572-8566

寝屋川市池田西町24番5号  
池の里市民交流センター内  
（平日9時～17時30分）

☎：072-838-0372（直通）

FAX：072-838-0102

ご不明な点はお問い合わせください！

